

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長様

平成 19 年 11 月 5 日

提出者 北海道社会保障推進協議会
住 所 札幌市北区北 14 条西 3丁目
代表者 黒川 一郎
電 話 (011) 758-2648



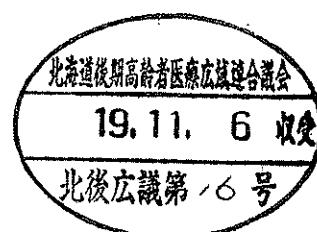
北海道後期高齢者医療広域連合 広域計画に係る陳情書

1. 陳情要旨

- ① 高齢者の特性に応じた「適切な医療給付」を掲げる法の精神から、生活困難な高齢者に対する資格証明書等の発行は行わない旨を広域計画に明記し、市町村での相談体制を拡充して下さい。
- ② 「第 2 基本計画」の「3 医療費の適正化」の項を削除して下さい。
- ③ 制度施行後に設置する運営協議会では、高齢者・道民からの公募委員を協議会定数の 1/3 以上とすることを明記してください。
また、高齢者や道民が意見を述べる公聴会の設置を計画に明記してください。

2. 陳情理由

- ① 今まで資格証明書等の発行は、老人保健対象者は除外されていました。高齢者が安心して必要な医療が受けられるために、生活困難者への資格証明書等の発行は行わないことを明らかにすることが必要と考えます。また、各市町村での相談窓口の整備を行うことも必要です。
- ② 「第 2 基本計画」「2 事業運営の安定化」では、「治療の長期化や複数疾患の併有などの心身の特性に応じたふさわしい医療の提供」「後期高齢者が安心して将来にわたり必要かつ適切な医療が受けられるよう」にする医療提供の基本的な立場を示しています。しかし「3 医療費の適正化」では「高齢者の医療費の伸びを適正化していく」としており、両者は矛盾しています。「医療費適正化」の項は削除すべきです。
- ③ 新しい制度が円滑に運用されるためには、当事者である高齢者が参加した運営協議会が必要です。様々な医療関係、保険関係者と共に論議に参加するためには定数の 1/3 は必要であり、公募方式は制度の民主的な運営のために不可欠です。
また、高齢者・住民の意見を反映することを保障する仕組みとして、道内各地での公聴会等の開催を広域計画に明記することが必要だと考えます。



以 上